

住所コードデータ 利用規約

本規約は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下「自検協」という）が提供する住所コードデータの利用に関して必要な事項を定めるものです。

（定義）

- 第1条 「住所コードデータ」とは、国土交通省の自動車検査登録申請業務用住所コード（以下「住所コード」という）を編集した住所コードの「全件データ」およびその追加・修正・削除等の「更新データ」をいいます。
- 2 「利用者」とは、本規約に同意の上で自検協より住所コードデータの提供を受ける者をいいます。

（適用）

- 第2条 本規約は、利用者による住所コードデータの利用に関し、自検協および利用者に適用されます。ただし、個別合意がある場合は、その内容が本規約に優先します。

（著作権）

- 第3条 住所コードデータに係る著作権は自検協に帰属します。

（手続）

- 第4条 利用者は、住所コードデータを利用するために所定の申込書を自検協に提出するものとします。
- 2 更新データの利用者は、更新データの提供に必要な情報（以下「会員情報」という）が登録されることに同意します。
- 3 会員情報に変更が生じた場合、利用者は速やかに書面にて自検協に届け出るものとします。届出がなかったことにより生じた不利益は、利用者の負担とします。

（利用許諾の範囲・禁止事項）

- 第5条 自検協は、利用者に対し、住所コードデータの非独占的・譲渡不可の利用を許諾します。
- 2 利用者は、住所コードデータを加工・変形・改変して利用できません。
- 3 利用者は、自検協の許諾なく、住所コードデータを譲渡、転貸、公衆送信その他の方法で第三者に使用させることはできません。ただし、利用者が運用管理するシステムに住所コードデータを取り込み、当該システムの利用者に対して住所コードデータそのものが抽出・再利用できない状態で提供される場合はこの限りではありません。

（更新データの提供方法・利用開始日）

第6条 自検協は、国土交通省から更新情報を受領後、速やかに更新データの利用者に対して更新データを提供します。

2 更新データの利用開始日は、利用者が第4条の申込手続完了後、自検協から利用開始の通知を行った日とします。

(更新データの利用期間・延長・利用中止)

第7条 更新データの利用期間は利用開始日から1年間とします。ただし、第3項の通知がない限り、利用期間は1年間延長し、以後も同様とします。

2 自検協は、利用期間満了日の30日前までに、登録された利用者の電子メールアドレス宛に利用期間の満了を通知するとともに、利用期間の延長について案内するものとします。

3 更新データの利用者は、利用期間の延長を不要とする場合、利用期間満了日の15日前までに書面にて自検協に通知するものとします。なお、期間途中の利用中止であっても、支払済みの料金は返金されません。

4 更新データの利用者が本規約に違反した場合、自検協は更新データの利用を即時中止することができます。利用中止により利用者に損害が生じても、自検協はその責任を負いません。

(料金・支払)

第8条 全件データの料金は132,000円(税抜価格120,000円)とします。

2 更新データの利用料金は、提供件数にかかわらず1アカウント年額66,000円(税抜価格60,000円)とします。

3 利用者は、自検協が発行する請求書記載の支払い期限までに、料金を指定口座に支払うものとします。なお、振込手数料は利用者負担とします。

(保証)

第9条 全件データに不具合があった場合、納入日から90日間に限り、交換または当該データの代金を限度として保証します。ただし、不具合が利用者の責めに帰すべき事由による場合は除きます。

2 更新データに不具合があった場合、自検協は速やかに修正して提供します。

(変更)

第10条 住所コードデータの仕様は予告なく変更される場合があります。

2 自検協は本規約を変更することができます。

3 本条各項の変更については必要に応じて自検協ホームページまたは登録メールアドレスへの通知により周知します。

令和8年8月1日改定